

# 映像使用規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構(以下「推進機構」という)が保有するCG映像及びPV動画、空撮動画を使用する場合の手続・使用方法等の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において映像とは、隠岐ユネスコ世界ジオパークの様々な取組を、国内・国外に広くアピールするため推進機構が保有する映像および動画をいう。

## (対象者)

第3条 この映像の使用対象者は公序良俗に反しない限り、趣旨に賛同し規程に沿った手続きを行うすべての者とする。

## (使用料)

第4条 この映像の使用については、原則として無償とする。

## (使用期間)

第5条 この映像の使用については、使用開始日から最大1年間とする。  
ただし、使用期間には編集等の期間も含めることとする。

## (取扱い)

第6条 この映像の取扱いについては、編集は映像の尺編集のみを原則とする。その他の編集については推進機構と協議し、承認を得た場合のみ可とする。

2. 使用者は映像提供者として「(一社) 隠岐ジオパーク推進機構」の表示を必ず行うこととする。

## (申請)

第7条 映像を使用するにあたっては、事前に映像等使用申請書(様式第1号)を推進機構に提出を行い、推進機構理事長(以下「理事長」という)の承認を受けなければならない。

## (更新)

第8条 映像の継続使用については、使用期間終了日の10日前までに推進機構に申請書を提出すること。

## (承認)

第9条 理事長は、前条の規定による申請があった場合、審査のうえ、使用を承認するものについては承認書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(不承認)

第10条 理事長は、第7条の規程による申請があった場合、審査のうえ、次の各号のいずれかに該当する場合には映像等の使用について不承認とし、申請者に文書にて通知する。

- (1) 隠岐ユネスコ世界ジオパークの推進に支障を生じる恐れが認められるとき。
- (2) 映像等が使用者の自己の信用を高めるために使用すると認められるとき。
- (3) 隠岐ユネスコ世界ジオパークの推進活動の趣旨に反すると認められる営利活動または特定の政治活動や宗教活動に関するとき。

(使用取り消し)

第11条 理事長は、第8条の規程により承認したものについて、第9条の各号いずれかに該当することが明らかになった場合には映像等の使用について、申請時にさかのぼって承認を取り消すことができる。

(報告書の提出)

第12条 申請者は、映像等を使用した後に、映像等使用報告書(様式第3号)を速やかに推進機構に提出しなければならない。

(補足)

第13条 この規程に定めるもののほか、映像等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【様式第1号】(第7条関係)

年 月 日

(一社)隠岐ジオパーク推進機構  
 理事長 池田 高世偉 様

(申請者)  
 住 所 〒  
 名 称  
 代 表 者 (印)  
 電話番号 ( )

映像使用申請書

隠岐ジオパーク推進機構が保有する映像等を次のとおり使用したいので申請します。

1. 区分	1 新規      2 更新(前回の承認番号: ( ))	
2. 使用映像	※隠岐ジオパークHPの動画ライブラリより使用動画を選び、タイトルを記入ください。 <a href="http://www.oki-geopark.jp/video-library/">http://www.oki-geopark.jp/video-library/</a>	
3. 使用目的	※当てはまる数字に○をしてください 1 テレビ等への放映 2 イベント等での紹介動画として 3 その他( ( ))	
4. 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ※使用開始日から最大1年間とし。準備期間も含める	
5. 使用内容	※テレビ放映やイベント等に映像等をどのように使用するのかわかるようにお書きください。 (資料添付でも可) ※元データが必要な場合はご記載ください。	
6. 連絡責任者	氏名	電話番号 ( )
	役職名	FAX 番号 ( )
	E-mail:	
7. 備考欄		

添付資料 ( あり ・ なし )

【様式第2号】(第7条関係)

隠ジ機構第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

(一社)隠岐ジオパーク推進機構  
理事長 池田 高世偉

### 映像等使用承認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった映像等使用については、次のとおり承認します。

- 区 分
- 承認番号 号
- 使用者
- 使用承認期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 使用映像
- 使用内容

#### ◎使用条件

- 1 映像等を使用する場合、映像提供者として「(一社)隠岐ジオパーク推進機構」の表示を行うこと。
- 2 映像等の使用後は、使用規定第11条に基づき、映像等使用報告書(様式3)を速やかに推進協議会に提出してください。
- 3 使用条件に違反して映像等を使用した場合、映像等使用承認申請の内容に虚偽があった場合等の際は、使用条件の変更、使用承認の取消を求めることがあります。

【様式第3号】(第11条関係)※映像等使用終了後提出

年 月 日

(一社)隠岐ジオパーク推進機構  
理事長 池田 高世偉 様

(報告者)

名 称

代 表 者

㊟

### 映像等使用報告書

隠岐ジオパーク推進機構が保有する映像等を次のとおり使用したので報告します。

1. 承認番号		
2. 報告者	氏名	電話番号 ( )
	役職名	FAX 番号 ( )
	E-mail:	
3. 使用映像		
4. 使用目的		
5. 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5. 使用報告	①イベント名またはテレビ番組名  ②開催日または放映日  ③映像の使用内容  ④その他、推進機構に共有する情報があればお知らせください。	